

## 科学者委員会 知的財産検討分科会（第5回）議事録（案）

1. 日時 平成21年12月14日（月） 13:00-14:30
2. 会場 日本学術会議 5-C（1）会議室
3. 出席者：藤嶋委員長、野本副委員長、隅蔵幹事、渡部幹事、古川委員、  
入江委員、笠木委員、須田委員、松本委員、長岡委員  
（欠席：永井委員）

事務局：古西参事官他

4. 議題：
  - 1) 前回議事要旨（案）の確認
  - 2) 報告書（提言I）案について
  - 3) その他

5. 資料：
  - 資料1 前回議事要旨案
  - 資料2 知的財産検討分科会報告書（案）
  - 資料3 科学者委員会 知的財産検討分科会 報告書取りまとめ方針  
につきまして（会員意見募集ペーパー）
  - 資料4 今後の進め方について（案）

参考1 委員名簿

参考2 報告書（提言I）取りまとめに向けたスケジュール（案）

参考3 知的財産分科会報告について（査読委員決定にかかる資料）

参考4 シンポジウム「学術コミュニティと知的財産」（告知ペーパー）

### 4. 議事

#### （1）開会

- ・委員12名のうち8名が現時点で出席、成立している。

#### （2）前回議事録の確認

- ・前回の議事録を確認した。

#### （3）報告書（提言I）案について

- ・研究者を知財の創出母体としてみる視点から書かれているが、権利化をインセンティブとしていない方々もかなりおられる。権利化しないことが社会の便益を損ねていることになるか？アカウンタビリティを述べるのであれば、ここの説明が必要。知財制度を運営するための社会的コストもある。知財制度を用いたときのプロフィットが社会にどのように還元されるのか。産業を興すことになるのか、新しい技術が世の中に入っていったって人々の生活を益するというのか。Science in Societyという視点も必要。
- ・アカデミアの性善説に立つと、企業が改良発明を権利化して困り込む前にアカデミアが特許をとることで、開放すべきものと保護すべきものを切り分けることができる、という利点もある。
- ・特許化自体がアカウンタビリティだ（知見を特許化しなくてはならない）、とい

う書き方は偏りがある。フォローオンの投資を促すために特許保護が必要だ、ということを書くときよい。

- ・ アカウンタビリティの一言だけではわかりにくい。権利化の制度が見えていないと、世の中のことを考えなくなってしまう、という側面もある。
- ・ アカデミアにおいて特許がどれだけインセンティブになっているか？最近、厚生労働省の研究費は、どれだけ特許を申請しているかを書かなければならないが、それが本当に評価の対象にできるか。
- ・ アンケートの結果からすると、インセンティブになる・ならないが、ほぼ拮抗している。アカデミアの科学者は金銭的報酬にはあまり感心がない。性善説という言葉が出たが、アカデミアの科学者はライセンスとしては性質のよい人々である。
- ・ 本田・藤嶋効果は当初特許をとっていなかったが、下流側の特許を米国企業がおさえて自由度がなくなってしまった。
- ・ 研究者は、広めたいということをインセンティブとして研究をしている。特許がインセンティブになるか？特許をとらなかったから広まった、という考え方が一般的だが、特許をとるから広がるという面もあることを書くときよい。
- ・ アカデミアの特許として、基本特許に近いものは意味があるが、それ以外は意味がない。
- ・ 共同研究は大学と企業の共願になるので、企業が実施せず発明が活用されないことが多い。
- ・ 共願を取り巻く契約自体があいまいであり、問題が生じている。
- ・ 共有特許の取り扱いルールについては米国と中国は例外的。
- ・ 社会のベネフィットの話を冒頭に書くときよい。
- ・ 学術会議としての利益相反の報告書のベースの上にこの報告書がある、ということを書くときよい。

#### <国際>

- ・ 米国の大学は一時期、先願主義への移行に反対していたが、最近はそうでもないようだ。
- ・ グレースピリオドの話が重要である。
- ・ 特許庁長官が指定した学術団体、という要件は、日本の特許法において、取り外せる可能性が高い。
- ・ 遠藤先生がスタチンを発明したときに、米国の特許はメルクがとり、日本の特許は遠藤先生がとった。当時は米国における発明日しか先発明として認められなかった。
- ・ 先願主義、先発明主義、などに関する説明を入れてほしい。
- ・ 米国の著作権制度は、以前は登録主義であった。

#### <産学連携>

- ・ 先発明主義と仮出願の関係は？⇒完全に先発明の立証ができればよいが、そうとも限らないので、優先日を確保するために仮出願を行う。
- ・ 大学での研究では、実施例をたくさん作ることができない。仮出願をすることが

できれば、少ない実施例で出しておいてあとで実施例を追加することができるのではないかと。

- ・むしろ、簡単な形式で優先日を確保することができるということが重要。
- ・ 2-1の第一項目は、わかりにくい。国・機関・個人がどのように対応すればよいかの青写真が描けるとよい。⇒具体的なイメージが湧くように書く。

<著作権制度>

<知財司法制度>

- ・ 今回の会議の中では特に意見なし
- ・ 資料2のほうがよいらろう。
- ・ このような議論をしていて、まだ議論をし尽くしていなくて、意見がいただきたいのだ、ということが前段に書いてあれば、よいらろう。
- ・ あるいは、分野別の委員会(31ある)に送って意見を募るとよいのではないかと。少なくとも委員長の意見は募ることができる。
- ・ 現段階のバージョンを送ってもよろしいのではないかと。
- ・ 幹事会でつき返されるケースのほうが多く、一回でパスしないことも多い。
- ・ 4月の総会を逃すと10月の総会になってしまう。一定の見解を知財本部に返しておきたい。
- ・ 「提言」であるから、幹事会を通ればよい。

(5) シンポジウムについて

- ・ このあと開催。

(6) 今後の予定

- ・ 次は2月3日(水) 15:00-17:00である。

(7) 閉会